新潟県条例第28号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例(平成27年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改

437人

101人

73人

上越市

(略)

胎内市

(略)

阿賀野市

430人

100人

72人

E後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。			
改正	後	改正	前
民生委員法 (昭和23年法律	津第198号) 第4条第1項	民生委員法 (昭和23年法	律第198号) 第4条第1項
の規定に基づき条例で定め	る民生委員(児童福祉法	の規定に基づき条例で定め	る民生委員(児童福祉法
(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により		(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により	
充てられた児童委員を兼ねる。)の定数は、次の表の 充てられた児童委員を兼ねる。)の定数は、次の表			る。)の定数は、次の表の
左欄に掲げる市町村の区域	ごとに、それぞれ同表の	左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の	
右欄に掲げるとおりとする。		右欄に掲げるとおりとする。	
市町村	定数	市町村	定数
長岡市	561人	長岡市	555人
(略)		(略)	
新発田市	185人	新発田市	182人
(略)		(略)	
村上市	178人	村上市	177人
燕市	129人	燕市	127人
(略)		(略)	

附則

上越市

(略)

胎内市

(略)

阿賀野市